

項 目 番 号 等									誤	正
章	節	項	(1)	(ア)	(a)	①	㊦	表		
4	1	3	(1)		(b)				面材耐力壁の種類、材料、工法等は、「 建築基準法施行令第46条第4項表1(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値 」(昭和56年6月1日 建設省告示第1100号。以下「告示第1100号」という。)による。	面材耐力壁の種類、材料、工法等は、「 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件 」(昭和56年6月1日 建設省告示第1100号。以下「告示第1100号」という。)による。

※上表の他に、句読点等、文意の変更に当たらない修正を行っています。
標準仕様書等を使用される際には、更新版をご使用ください。